

造林事業及び素材生産事業に係る一般競争入札 (総合評価落札方式含む)の一部改正について

【提出書類の簡素化の考え方】

提出書類の簡素化が可能な範囲は、同一年度内において、同一署等の公告物件に対して、2回目以降の入札に参加する場合、既に入札参加時に提出した添付資料により、提出済みであることを様式に明記することで、当該物件への提出を省略することができます。

※具体の対象範囲は別紙を参照願います。

【省略が可能な提出書類】

競争参加資格確認資料

(一般競争入札・総合評価落札方式共通)

■競争参加確認申請書の「提出書類一覧」に、提出する書類及び省略する書類を明記。

- ①競争参加資格確認申請書<別紙様式1>へ添付する資料のうち
 - ア 全省庁統一資格の確認通知書(写)
 - イ 北海道知事からの認定証明書類(写)
- ②同種の事業の実績<別紙様式2>へ添付する資料のうち
 - ア 契約書(写)
 - イ 資格者証(写)
- ③配置予定技術者の資格等<別紙様式3>へ添付する資料のうち
 - ア 契約書(写)
 - イ 資格者証(写)
- ④従事予定の技能者の資格等<別紙様式4>へ添付する資料のうち
 - ア 修了証等(写)

技術提案資料

(総合評価落札方式)

■技術提案書様式1の「提出書類一覧」に、提出する書類及び省略する書類を明記。

- ①企業の事業実績等<別紙様式3>へ添付する資料のうち
 - ア 契約書(写)
 - イ 修了書等(写)
- ②配置予定技術者の資格・経験<別紙様式4>へ添付する資料のうち
 - ア 資格者証(写)

競争参加資格確認資料及び技術提案資料の簡素化の適用範囲 **：公告日を基準とすることに留意**

公告日	令和元年度		令和2年度
	2月	3月	4月～
提出書類の省略可否	令和元年度（平成31年4月以降）に公告した物件への提出書類を活用して省略可。		令和2年度（令和2年4月以降）に公告する物件への提出書類を活用して省略可。 ※当該年度内 初回の入札参加時は省略不可。
例示	例1	<p>公告日：2月5日</p> <p>物件1 公告期間</p> <p>・令和元年度 翌債物件 物件名「元年度〇〇署保全整備造林第〇号」</p>	
	例2	<p>公告日：3月30日</p> <p>物件2 公告期間</p> <p>・令和2年度 当初物件の年度前発注 物件名が「2年度〇〇署保全整備造林第〇号」であっても、公告日が3月の場合はこちらに該当。</p>	
	例3		<p>公告日：4月1日</p> <p>物件3 公告期間</p> <p>・令和元年度 明許物件 （物件名が「元年度〇〇署保全整備造林第〇号」であっても、公告日が令和2年4月以降の場合はこちらに該当。）</p> <p>・令和2年度 当初物件</p>